

横浜市白幡地区センター利用要綱

制 定 平成26年4月1日

最近改正 令和7年10月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基き市民の利用に供する横浜市白幡地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて、必要な事項を定めるものとする。

（利用）

第2条 センターは、地域住民のだれもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

（開館時間）

第3条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 横浜市白幡地区センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次の通りとする。

- (1) 施設点検日：毎月第3火曜日。ただし、祝日の場合は翌営業日。
- (2) 年末年始：12月28日から1月4日まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（利用時間帯）

第5条 センターの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用時間帯については、利用実態に鑑み、特に必要があると認める場合に限り、区と協議の上、変更することができる。

<平日>

<日曜、祝日>

<料理室> ※日曜・祝日は午後②迄

利用区分	利用時間帯
午前	9:00 ~ 12:00
午後①	12:00 ~ 15:00
午後②	15:00 ~ 18:00
夜間	18:00 ~ 21:00

利用区分	利用時間帯		
午前	9:00	~	12:00
午後①	12:00	~	15:00
午後②	15:00	~	17:00

利用区分	利用時間帯
午前①	9:00 ~ 11:00
午前②	11:00 ~ 13:00
午後①	13:00 ~ 15:00
午後②	15:00 ~ 17:00
夜間①	17:00 ~ 19:00
夜間②	19:00 ~ 21:00

2 体育室の貸切利用については、コマの配分を（個人：団体）の割合を（11:16）とする。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	団体	団体	団体	団体	団体	個人	団体
午後①	個人	団体	個人	団体	団体	団体	個人
午後②	個人	個人	個人	個人	個人	個人	個人
夜間	団体	団体	団体	団体	団体	団体	—

（貸切利用の申込み及び決定）

第6条 センターの貸切利用を希望する者は、横浜市白幡地区センター利用申請書に必要事項を記入して事前に申請し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払い、許可を受けることとする。（以下「正式予約」という。）

2 センターは、貸切利用の申請を利用予定日前々月の1日から9日迄に受付期間を設けて受け付ける。同じ施設・時間帯に申請者が多数の場合には抽選で決定する。

3 抽選後の空き部屋については、抽選月の14日以降に先着順に利用申込を受け付ける。受付方法は、利用申請書提出と利用料金の支払いを後日行う場合（電話／インターネット）の申請方法（以下「仮予約」という）と、来館受付して申請・支払い手続きまで行う正式予約を先着順に受け付ける。

4 仮予約をした場合は、正式予約の手続き期限日（利用日を含む8日前）までに来館して貸切利用の申請・支払いを行う。期間日までに正式予約の申請処理を行わない場合には、仮予約を辞退したものとみなし、予約を取り消す。

（貸切利用の申込み制限）

第7条 貸切利用の抽選時の申込みは、1利用時間帯を1コマとし、1ヶ月に4コマまでとする。第6条3の予約の申込み数については制限を設けない。

2 架空の団体名によって重複しての申込み・利用、申請内容と異なった内容で、利用した場合には、以後、その団体の申込みを制限する。

（利用条件）

第8条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に準備、清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

（利用の制限等）

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき。
- (2) その他利用の目的が地区センターの設置の目的に反するとき。
- (3) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
という差別的言動が行われるおそれのあるとき。

2 指定管理者は、利用の許可に地区センターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 地区センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 地区センターの設置の目的に反するとき。
- (3) 地区センターの管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用許可の取消等)

第 10 条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例若しくは条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第 11 条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。

中会議室	930 円	小会議室	510 円	料理室	640 円	工芸室	810 円
音楽室	1,290 円	和室(全室)	780 円	〈分割利用〉 1/2 室 390 円			
体育室(全面)	1,800 円	〈分割利用〉 2/3 面 1,200 円 、 1/3 面 600 円					

※料理室は、1 コマ 2 時間他の部屋は 1 コマ 3 時間単位の料金

ただし、利用予定日の前日において、貸切利用の予約がないコマの場合は、1 時間単位で利用することができる。その場合の利用料金については、1 時間あたりつぎの料金とする。

中会議室	310 円	小会議室	170 円	料理室	320 円	工芸室	270 円
音楽室	430 円	和室(全室)	260 円	〈分割利用〉 1/2 室 130 円			
体育室(全面)	600 円	〈分割利用〉 2/3 面 400 円 、 1/3 面 200 円					

(利用料金の徴収日)

第 12 条 利用料金の徴収日は、原則として利用予定日の 7 日前までとする。ただし、7 日前以内の予定日を仮予約で申請する場合は、その時点で正式予約したことを了承のうえ、申請手続き・支払いを利用当日の利用開始前までに延長することを許可する。

(利用料金の返還)

第 13 条 利用日の 7 日前までに利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。返還手続きは原則として利用予定日の属する月の月末(12 月は 27 日)までに行うものとする。

2 利用日の 7 日前を過ぎてから利用取り消しの申し出があった場合は返還できない。

(利用料金の減免)

第 14 条 次の 3 項目は減免の対象とする。

- 〔1〕 横浜市(神奈川区)が主催・共催する事業を開催するために利用する場合
- 〔2〕 指定管理者が地区センター自主事業等を行うために利用する場合
- 〔3〕 指定管理者が区と協議の上、必要と認める場合

対 象 と な る 利 用	減免の割合
・横浜市(神奈川区)から委託・依頼等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・災害時の救援活動・選挙等、特別な必要があると認められる場合	10割

※ 減免を申請する団体が市(区)からの補助金の交付を受けている場合は、減免の対象としない。

※ 市(区)が単に後援していることをもって、減免の対象とはしない。

2 利用料金の減免を申請する団体は、「利用料金減免申請書・優先申込書」（第3号様式）を指定管理者へ提出する。

3 指定管理者は前項の申請書を審査し区と協議の上、「利用料金減免・優先申込 承認/不承認 通知書」（第4号様式）を交付する。

（優先申込み）

第15条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができることとする。申込み手続きは、前条第2項及び第3項と同じとする。

	対 象 と な る 利 用
①	地区センター各館の自主事業を引き継いだ団体が利用する場合（自主事業終了後 6ヶ月間）
②	減免を認められた利用の場合
③	その他指定管理者が必要と認めた場合

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

3 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

4 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

5 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

6 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。